

## 児童記録票の保管に関する調査（その 1）

### *Investigation into about the safekeeping child record vote [I]*

伊藤 貴啓 *Takahiro Ito*  
(人間発達学部)

#### 調査の趣旨

社会的養護において児童記録票は、措置中のみならず措置解除後においても、公文書として、当事者の権利を擁護するうえで重要なものである。少なくとも生存中は公的責任として保管され、当事者からの開示請求に応え得る体制が求められる。

「児童相談所運営指針」においても、児童記録票の保存期間については、一定の期間が明示されたが、その前文で「将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする等、個々の事例の内容や性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。」とされている。つまり、個々の事例の内容や性質を重んじることなく、保管場所確保の問題から短期間で一律に廃棄することも、公文書規定等によって一般の公文書と同様に取り扱い廃棄することも、当事者の権利を侵害していると言わざるを得ない状況といえる。

また、被虐待を理由に、生後まもなく乳児院へ措置された人、里親に委託された人にとっては、成人後、40 代・50 代になって、ようやく自身のルーツを辿ることが可能となった時、児童記録票は生き立ちを正確に知るうえで重要なものとなる。

本調査は、措置する側の児童相談所における児童記録票の保管について、措置された側の乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設の児童記録票の写しの保管について、2つの全国調査を行い、我が国の現状を把握し、その課題を浮き彫りとすることを目的とする。

本論は中間報告として、全国の児童相談所と各自治体の児童福祉主管課を対象とした調査結果である。調査の詳細な分析等は、来年度実施予定の児童福祉施設への調査を終えたあと行う。

#### 調査対象

47 都道府県・20 児童相談所設置市（金沢市・横須賀市を除く）の児童福祉主管課、228 児童相談所の合計 295 の機関を調査対象とした。

#### 調査時期

平成 25 年 9 月に質問紙を発送し、最終回収は、平成 26 年 1 月であった。

## 回答率

29児童福祉主管課、98児童相談所からの回答（一括回答含む）があり、都道府県・設置市単位では、49／67で73.1%の回答率であった。

栃木県、新潟県、富山県、大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、金沢市、静岡市、大阪市、岡山市、熊本市からの回答がなかった。

## 調査方法

質問紙による調査を行い、下記の項目について調査を行った。

### 質問項目

＜児童福祉法27条第1項第1号・2号について＞

児童記録票の保管について、年限はありますか？

年限がある場合、何年保管し、何年で廃止することになっていますか？

上記の年限は、どのようなもので定められていますか？

＜児童福祉法第27条第1項3号について＞

小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託した児童の児童記録票の保管について、年限はありますか？

年限がある場合、何年間保管し、何年で廃棄することになっていますか？

上記の年限は、どのようなもので定められていますか？

児童養護施設に入所していた児童の児童記録票の保管について年限はありますか？

年限がある場合は、何年間保管し、何年で廃棄することになっていますか？

上記の年限は、どのようなもので定められていますか？

＜その他＞

廃棄後に、本人等から開示請求があった場合には、どのような対処をしていますか、或いは対処することになっていますか。

＜同封しました相談事業の提言についてご意見・ご質問をお聞かせください。＞

### 集計にあたって

同一自治体であっても、児童福祉主管課・各児童相談所からの回答が不一致であるものがいくつかあったため、同一自治体から複数の回答があり、回答が不一致である自治体に

については、それぞれの回答を記載した。

また自由記述の回答については、主なものを記載した。

### 今回の調査を終えて

社会的養護における子どもの権利擁護の視点から、自治体・児童相談所による、児童記録票の保管について調査を実施した結果、自治体・児童相談所によって、規定や認識が異なる実態が浮き彫りとなった。

施設・養育家庭では、その暮らし方は様々であるが、子どもの権利擁護を第一に考えた暮らしを提供している。これは、子どもを育てている各家庭がそれに暮らし方は違いながらも、子どもの健やかな成長・発達、自立を願って営まれていることと同様であり、児童福祉の理念を具現しているといえるものである。

その一方で、措置権者・監督機関である児童相談所が作成・保管する児童記録票の取り扱いは、児童福祉の理念を踏まえたものになっているとは言い難い現状であった。

児童記録票は、措置・取扱いに関わるための調査・分析等の結果が綴られた公的書類というだけではなく、また、措置解除後の障害手帳の交付のために必要となる公的書類というだけでもない。殊に棄児や被虐待児にとっては、数年後、十数年後に、自身のルーツや現実、虐待した親と向き合うことができるようになったときに、唯一の生い立ちの記録となる。

一般家庭では児童記録票のようなものは存在しない…という回答もあったが、棄児や被虐待児などの社会的養護のもとで育った人を、一般家庭で育った人と同様の視点で、生い立ちを捉えようすることはできない。施設や養育家庭においてライフストーリーワークの実践を充実させることが重要という回答もあったが、入所中あるいは措置解除直前に、ライフストーリーワークが可能である棄児・被虐待児は多くはない。

障害手帳の交付にかかわって、保管期間を延長、又は知的障害者更生相談所に移管している自治体・児童相談所は多いが、棄児・被虐待児にかかわって、児童福祉の理念、子どもの権利擁護、社会的養護のもとで育った人の権利保障、要保護児童の連鎖の防止を踏まえて考えると、児童記録票を解除後5年程度、満25歳までの保管としている現状を改善しなくてはならない。

IT技術がめざましい現代において、児童記録票のデータ変換は簡便になり、保管場所がないということは容易に解消される問題である。

厚生労働省が、全国の児童相談所に向けて、児童記録票は他の公文書とは取り扱いを別とし、保管期間にあたっては永年とするなど、子どもの権利擁護、社会的養護のもとで育った人の権利保障のために、改正通達すべきであると、本調査の結果から提言するものである。

表1

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
北海道	ある	当該児童が22歳に達するまで保管	期間経過後は適宜廃棄	北海道文書管理規定	ある	当該児童が25歳に達するまで保管。ただし、当該児童が20歳を超えて措置されていいるのは、措置解除後5年間保管	期間経過後は適宜廃棄	北海道文書管理規定	ある	当該児童が25歳に達するまで保管。ただし、当該児童が20歳を超えて措置されているのは、措置解除後5年間保管	期間経過後は適宜廃棄	北海道文書管理規定
青森県	ある	概ね30年間保管	概ね30年で廃棄	青森県文書取扱規定	ある	概ね30年間保管	概ね30年で廃棄	青森県文書取扱規定	ある	概ね30年間保管	概ね30年で廃棄	青森県文書取扱規定
青森県	ある	30	保存期間経過後に廃棄処分等の手続きに入る	青森県文書取扱規定(H25.10.1施行予定)、同県文書取扱規程	ある	30	保存期間経過後に廃棄処分等の手続きに入る	青森県文書取扱規定(H25.10.1施行予定)、同県文書取扱規程	ある	30	保存期間経過後に廃棄処分等の手続きに入る	青森県文書取扱規定(H25.10.1施行予定)、同県文書取扱規程
青森県	ある	30	30	青森県公文書管理要綱の行政文書分類基準	ある	30	30	青森県公文書管理要綱の行政文書分類基準	ある	30	30	青森県公文書管理要綱の行政文書分類基準
岩手県	ある	1号は措置後5年間、2号は措置解除後5年間保管	1号は措置後5年間、2号は措置解除後5年で廃棄	児童相談所事務の手引き	ある	当該児童満25歳まで	当該児童満25歳	児童相談所事務の手引き	ある	当該児童満25歳まで	当該児童満25歳	児童相談所事務の手引き
岩手県	ある	1号は5年間保管	2号は措置解除後5年で廃棄	岩手県児童相談所事務取扱要領	ある		当該児童満25歳まで廃棄	岩手県児童相談所事務取扱要領	ある		当該児童満25歳まで廃棄	岩手県児童相談所事務取扱要領
岩手県	ある	1号は措置後5年間、2号は措置解除後5年間保管	1号は措置後5年間、2号は措置解除後5年で廃棄	「児童相談所運営指針」及び昭37.2.16児企第25号各都道府県の民生部(局)長・核指定都市の民生局長あて厚生省児童局企画課長通知「児童記録票の保存期間について」	ある	当該児童満25歳まで	当該児童満25歳	「児童相談所運営指針」及び昭37.2.16児企第25号各都道府県の民生部(局)長・核指定都市の民生局長あて厚生省児童局企画課長通知「児童記録票の保存期間について」	ある	当該児童満25歳まで	当該児童満25歳	「児童相談所運営指針」及び昭37.2.16児企第25号各都道府県の民生部(局)長・核指定都市の民生局長あて厚生省児童局企画課長通知「児童記録票の保存期間について」
岩手県	ある	5年間保管	その後廃棄	岩手県の児童相談所事務の手引き	ある	当該児童が満25歳まで	その後廃棄	岩手県の児童相談所事務の手引き	ある	当該児童が満25歳まで	その後廃棄	岩手県の児童相談所事務の手引き

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
宮城県	ある	10年間	10年間	宮城県文書規定	ある	措置終了後10年若しくは本児が満25歳になるまでの間のどちらかの長期期間	措置終了後10年若しくは本児が満25歳になるまでの間のどちらかの長期期間	宮城県文書規定	ある	措置終了後10年若しくは本児が満25歳になるまでの間のどちらかの長期期間	措置終了後10年若しくは本児が満25歳になるまでの間のどちらかの長期期間	宮城県文書規定
宮城県	ある	5年	5年後の翌年	県文書規定	ある	10年又は満25歳に達するまで(いずれか長いほうに従う)	保存期限の翌年	県文書規定	ある	10年又は満25歳に達するまで(いずれか長いほうに従う)	保存期限の翌年	県文書規定
宮城県	ある	5年	5年	宮城県児童記録管理要領	ある	満25歳または取扱い終了後10年	満25歳または取扱い終了後10年	宮城県児童記録管理要領	ある	満25歳または取扱い終了後10年	満25歳または取扱い終了後10年	宮城県児童記録管理要領
秋田県	ある		当該児童が満25歳になった年で廃棄	児童相談所運営指針の考え方をベースに、各児童相談所で施設措置児童と同様の取扱いをしている。	ある		当該児童が満25歳になった年で廃棄	児童相談所運営指針	ある		当該児童が満25歳になった年で廃棄	児童相談所運営指針
山形県	ある		措置解除後から5年間で廃棄	児童相談所運営指針	ある	その子どもが満25歳になるまでの間保管		児童相談所運営指針	ある	その子どもが満25歳になるまでの間保管		児童相談所運営指針
山形県	ある	満25歳となるまでの間		内部事務の取扱い(児童相談書運営指針を参考としている)	ある	満25歳となるまでの間		内部事務の取扱い(児童相談書運営指針を参考としている)	ある	満25歳となるまでの間		内部事務の取扱い(児童相談書運営指針を参考としている)
福島県	ある	1号その取扱いを打ち切った日から5年間。2号当該児童の措置を解除してから5年間		児童福祉法事務処理要領(福島県保健福祉部作成)	ある	当該児童が満25歳になるまで。なお20歳を超えて措置されている者については措置解除後5年間		児童福祉法事務処理要領(福島県保健福祉部作成)	ある	当該児童が満25歳になるまで。なお20歳を超えて措置されている者については措置解除後5年間		児童福祉法事務処理要領(福島県保健福祉部作成)
茨城県	ある	解除後5年	解除後5年	児童相談所運営指針・茨城県児童相談所事務処理要領	ある	満25歳に達するまで	満25歳に達した時	児童相談所運営指針・茨城県児童相談所事務処理要領	ある	満25歳に達するまで	満25歳に達した時	児童相談所運営指針・茨城県児童相談所事務処理要領

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
群馬県	ある	措置解除後から5年間	その後廃棄	ただし個々の事例や内容に応じ長期保存とする等、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定している。群馬県文書管理規程	ある	措置解除後から5年間	その後廃棄	ただし個々の事例や内容に応じ長期保存とする等、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定している。群馬県文書管理規程	ある	措置解除後から5年間	その後廃棄	ただし個々の事例や内容に応じ長期保存とする等、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定している。群馬県文書管理規程
埼玉県	ある	処理によりことなる	処理により異なる	埼玉県児童相談所事務処理要領	ある	本人40歳まで	本人40歳まで	埼玉県児童相談所事務処理要領	ある	本人40歳まで	本人40歳まで	埼玉県児童相談所事務処理要領
千葉県	ない			ない					ない			*ただし、別紙運営指針に基づき、満25歳に達し、長期保存の必要がないと判断されたものについては、弾力的に廃棄している
千葉県	ある	取扱い終了から5年	保管期間終了後	児童相談所運営指針による指示を準用	ある	その子どもが25歳になるまで		児童相談所運営指針による指示を準用	ある	○その子どもが25歳になるまで○20歳以上延長した児童は解除後5年		児童相談所運営指針による指示を準用
千葉県	ある	取扱い後5年	その後	千葉県行政文書管理制度規則、児童相談員の取り決め	ある	当該児童が満25歳になるまで	その後	千葉県行政文書管理制度規則、児童相談員の取り決め	ある	当該児童が満25歳になるまで	その後	千葉県行政文書管理制度規則、児童相談員の取り決め
東京都	ある	その子供が措置解除されてから5年	上記をすぎたら	東京都文書管理制度規則に基づき設定	ある	その子供が25歳になるまで。20歳を超えて措置されている子供は解除後5年	上記を過ぎたら	東京都文書管理制度規則に基づき設定	ある	その子供が25歳になるまで。20歳を超えて措置されている子供は解除後5年	上記を過ぎたら	東京都文書管理制度規則に基づき設定
神奈川県	ある	○16歳をすぎて援助している子ども解除後6年間未満保管○16歳を過ぎて援助していない子どもは20歳未満保管	○16歳をすぎて援助している子ども解除後6年以上経過で廃棄○16歳を過ぎて援助していない子どもは20歳以上廃棄	児童相談所実務の手引き	ある	○25歳未満解除後5年間保管	25才以上かつ解除後6年以上未満で廃棄	児童相談所実務の手引き	ある	○25歳未満解除後5年間保管	25才以上かつ解除後6年以上未満で廃棄	児童相談所実務の手引き

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
神奈川県	ある	解除後5年間保管	解除後6年で廃棄	児童相談所ファイアル基準	ある	25才以上かつ解除後5年間保管	解除後6年で廃棄	児童相談所ファイアル基準	ある	25才以上かつ解除後5年間保管	解除後6年で廃棄	児童相談所ファイアル基準
神奈川県	ある			児童相談所運営指針第2節8(4)児童記録票の保存期間に準じて「神奈川県児童相談所運営の手引き」で定めている。	ある			児童相談所運営指針第2節8(4)児童記録票の保存期間に準じて「神奈川県児童相談所運営の手引き」で定めている。	ある			児童相談所運営指針第2節8(4)児童記録票の保存期間に準じて「神奈川県児童相談所運営の手引き」で定めている。
石川県	ある	措置解除されてから5年	措置解除されてから5年	厚労省(通知文)及び児童相談所運営指針に従って行っている	ある	児童が満25歳になるまでの間	児童が満25歳になるまでの間	厚労省(通知文)及び児童相談所運営指針に従って行っている	ある	児童が満25歳になるまでの間	児童が満25歳になるまでの間	厚労省(通知文)及び児童相談所運営指針に従って行っている
福井県	ある	5年		福井県文書規定	ある	20年		福井県文書規定	ある	20年	福井県文書規定	
山梨県	ある	30年	31年		ある	30年	31年		ある	30年	31年	
山梨県	ある	30年	30年	山梨県行政文書管理規定	ある	30年	30年	山梨県行政文書管理規定	ある	30年	30年	山梨県行政文書管理規定
長野県	ある	5年間保管		「児童記録の保存期間について」(昭和37年2月16日児企第25号厚生省児童局企画課長通知)に準じています。	ある	満25歳になるまで保管		「児童記録の保存期間について」(昭和37年2月16日児企第25号厚生省児童局企画課長通知)に準じています。	ある	満25歳になるまで保管		「児童記録の保存期間について」(昭和37年2月16日児企第25号厚生省児童局企画課長通知)に準じています。
長野県	ある		児童が25歳に達した	所の内規	ある		児童が25歳に達した	所の内規	ある		児童が満25歳に達した	所の内規
岐阜県	ある	終結後5年間保管	終結後5年で廃棄	岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル	ある	対象者満25歳未満の間保管	対象者25才以上で廃棄	岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル	ある	対象者満25歳未満の間保管	対象者25才以上で廃棄	岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル
岐阜県	ある	措置解除後5年		「児童相談所運営指針第5章第2節8(4)児童記録票の保存期間」に基づいて作成された「児童記録票の整理手帳」(岐阜県共通の内規)	ある	その子供が満25歳になるまでの間		岐阜県児童記録票の整理手帳	ある	その子供が満25歳になるまでの間		岐阜県児童記録票の整理手帳

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
静岡県	ある			別添 厚生省通知、静岡県児相長会議申し合わせ	ある			同上	ある			同上
愛知県	ある	5年間保管	5年で廃棄	児童相談所運営指針	ある	満25歳になるまで(20歳を超えて措置されている場合は解除後5年)	保存期間満了で廃棄	児童相談所運営指針	ある	満25歳になるまで(20歳を超えて措置されている場合は解除後5年)	保存期間満了で廃棄	児童相談所運営指針
三重県	ある	30年	30年(延長を検討)	三重県公文書管理規程	ある	30年	30年(延長を検討)	三重県公文書管理規程	ある	30年	30年(延長を検討)	三重県公文書管理規程
滋賀県	ない			厚生労働省による「児童相談所運営指針」の児童記録票の保存期間を基本に運用しています。条例によるものではありません	ある	係属開始から満年齢で25歳に達するまでの間	係属開始から満年齢で25歳に達するまでの間	厚生労働省による「児童相談所運営指針」の児童記録票の保存期間を基本に運用しています。条例によるものではありません	ある	係属開始から満年齢で25歳に達するまでの間	係属開始から満年齢で25歳に達するまでの間	厚生労働省による「児童相談所運営指針」の児童記録票の保存期間を基本に運用しています。条例によるものではありません
京都府	ある	5年間保管	5年で廃棄	各児童相談所文書分類及び文書保存年数に関する規程	ある	5年間保管	5年で廃棄	各児童相談所文書分類及び文書保存年数に関する規程	ある	5年間保管	5年で廃棄	各児童相談所文書分類及び文書保存年数に関する規程
兵庫県	ある	5	成人後5	こども家庭センター実務手帳	ある	5	成人後5	こども家庭センター実務手帳	ある	5	成人後5	こども家庭センター実務手帳
奈良県	ある	終結後5	終結後5	奈良県行政文書管理制度規則	ある	終結後5	終結後5	奈良県行政文書管理制度規則	ある	終結後5	終結後5	奈良県行政文書管理制度規則
奈良県	ある	措置解除後5年	措置解除後5年	児童相談所運営指針第3章に基づいて行っている	ある	満25歳になるまでの間	上記期間経過後	児童相談所運営指針第3章に基づいて行っている	ある	満25歳になるまでの間	上記期間経過後	児童相談所運営指針第3章に基づいて行っている
和歌山県	ある	取扱終了日から5年		児童相談所運営指針(第3章第2節8(4))をもとに運用している	ある	長期(永久)		公文書分類表(県公文書管理制度規程)	ある	長期(永久)		公文書分類表(県公文書管理制度規程)

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
和歌山県	ある	解除・打ち切り以降5年	解除・打ち切り以降6年	公文書分類表の保存期間による	ある	解除後・打ち切り以降長期(20)	解除後・打ち切り以降長期(21)	公文書分類表の保存期間による○但し、永久保存にしている	ある	解除後・打ち切り以降長期(20)	解除後・打ち切り以降長期(21)	公文書分類表の保存期間による○但し、永久保存にしている
鳥取県	ある	措置解除から5年間保管	措置解除から5年で廃棄	児童相談所事務提要	ある	満25歳まで保管	満25歳で廃棄	児童相談所事務提要	ある	満25歳まで保管	満25歳で廃棄	児童相談所事務提要
鳥取県	ある	解除後5年	*知的障害等将来的に活用が予想される場合は長期保存している	国の児童相談所運営指針に基づき、県児童相談所事務提要で定めている	ある	満25歳まで保存。20歳を越えて措置されている者は解除後5年間は保存		国の児童相談所運営指針に基づき、県児童相談所事務提要で定めている	ある	満25歳になるまで。ただし知的障害等は長期保存、又、保護者のいない児童は永久保存するようにしている*ただし、当該施設は永久保存として記録保管している所もある		国の児童相談所運営指針に基づき、県児童相談所事務提要で定めている
鳥取県	ある		取り扱い終了後5年経過しかつ18才到達。但し、障がいがある者については、廃棄しない	児童相談所運営指針を参考に内規で定めている	ある	25歳到達。但し障害がある者については廃棄しない		児童相談所運営指針を参考に内規で定めている	ある	25歳到達。但し障害がある者については廃棄しない		児童相談所運営指針を参考に内規で定めている
島根県	ある	ケース終了後5年間保管	ケース終了後5年で廃棄	児童相談援助マニュアル(島根県公文書管理規則、児童相談所運営指針)	ある	25歳になるまでの間	20歳を超えて措置される者は措置解除から5年間	児童相談援助マニュアル(島根県公文書管理規則、児童相談所運営指針)	ある	25歳になるまでの間	20歳を超えて措置される者は措置解除から5年間	児童相談援助マニュアル(島根県公文書管理規則、児童相談所運営指針)
山口県	ある	5年	5年	「児童相談所運営指針について」(厚労省)ただし知的障害児の記録票は永年保存(事務所で判断)	ある	満25歳まで	満25歳	「児童相談所運営指針について」(厚労省)ただし知的障害児の記録票は永年保存(事務所で判断)	ある	満25歳まで	満25歳	「児童相談所運営指針について」(厚労省)ただし知的障害児の記録票は永年保存(事務所で判断)
徳島県	ある	5年	10年	児童相談所運営指針、県公文書管理規則	ある	満25歳になるまで	10年	児童相談所運営指針、県公文書管理規則	ある	満25歳になるまで	10年	児童相談所運営指針、県公文書管理規則

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
香川県	ある	ケース終了後5年	ケース終了後5年	児童相談所運営指針のとおり	ある	ケース児童が25歳になるまで	25歳になつた時	児童相談所運営指針のとおり	ある	ケース児童が25歳になるまで	25歳になつた時	児童相談所運営指針のとおり
愛媛県	ある	措置解除後から5年間保管	措置解除後から5年で廃棄	児童相談所運営指針	ある	措置児童が満25歳になるまで		児童相談所運営指針	ある	措置児童が満25歳になるまで		児童相談所運営指針
愛媛県	ある	永年		文書管理規程(愛媛県)	ある	永年		文書管理規程(愛媛県)	ある	永年		文書管理規程(愛媛県)
愛媛県	ある	20		愛媛県文書管理規程により主務課長が決定	ある	20		愛媛県文書管理規程により主務課長が決定	ある	20		愛媛県文書管理規程により主務課長が決定
高知県	ある	養護ケース(虐待を除く)…児童が満25歳に達するまで保管・養護ケース(虐待)、非行ケース、その他のケース…児童が満35歳に達するまで保管	いざれも年齢に達した年度の翌年に廃棄	児童相談所運営指針及び高知県児童福祉司マニュアル	ない			「児童養護施設に入所していた児童」と同様の取扱いです。	ある	児童が満35歳に達するまで保管	年齢に達した年度の翌年に廃棄	高知県児童福祉司マニュアル
高知県	ある	○養護ケース(虐待を除く)…児童が満25歳に達するまで保管○養護ケース(虐待)、非行ケース、その他のケース…児童が満35歳に達するまで保管○障害相談は対象者が生存している間	年齢に達した後に廃棄、障害の場合は死亡となり廃棄	高知県児童福祉司マニュアル	ある	35歳に達するまで	35歳に達するまで	高知県児童福祉司マニュアル	ある	35歳に達するまで	35歳に達するまで	高知県児童福祉司マニュアル
福岡県	ある	当該児童が満25歳の後の年度末まで。ただし、20歳以上で死亡した者は死亡後5年間保存。		福岡県児童相談所相談マニュアル	ある	当該児童が満25歳の後の年度末まで。ただし、20歳以上で死亡した者は死亡後5年間保存。		福岡県児童相談所相談マニュアル	ある	当該児童が満25歳の後の年度末まで。ただし、20歳以上で死亡した者は死亡後5年間保存。		福岡県児童相談所相談マニュアル
福岡県	ある	30年保管		福岡県文書管理規定	ある	30年間保管		同上	ある	30年間保管		同上

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
福岡県	ある	台帳は25歳の年度末まで	翌年度廃棄	文書規定	ある	台帳は25歳の年度末まで	翌年度廃棄	文書規定	ある	台帳は25歳の年度末まで	翌年度廃棄	文書規定
佐賀県	ない			佐賀県文書規定	ない			佐賀県文書規定	ない			佐賀県文書規定
熊本県	ある	措置解除後5年		児童相談所運営指針	ある	満25歳まで		児童相談所運営指針	ある	満25歳まで		児童相談所運営指針
大分県	ある		25歳到達で廃棄	児童相談所運営指針第2節8.(4)に基づき、児相の内規で規定。	ある		25歳到達で廃棄	児童相談所運営指針第2節8.(4)に基づき、児相の内規で規定。	ある		25歳到達で廃棄	児童相談所運営指針第2節8.(4)に基づき、児相の内規で規定。
大分県	ある		措置解除後5年	児童相談所運営指針	ある	対象児童が満25歳に至るまでの間		同上	ある		同上	同上
大分県	ある		当該児童が25歳に至った時	児童相談所運営指針を参考にしている。	ある		同上	同上	ある		同上	同上
鹿児島県	ある	満25歳になるまでの間保管		昭和37年2月16日児企第25号厚生省児童局企画課通知	ある	満25歳になるまでの間保管		同上	ある	5年間保管	5年間廃棄	同上
横浜市	ある	原則として、当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が25歳となった年で廃棄	厚生省児童家庭局企画課長通知（昭和37年2月16日付）及び、横浜市行政文書取扱規則に基づき、児童相談所で内規を作成しています	ある	原則として当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が満25歳となるまでの間保管	法27条1項1号2号と同じ。これまで里親委託児童の記録を永年保存していましたが、その取扱いについて、今年度、所内で検討中です。	ある			法27条1項1号2号と同じ。
横浜市	ある	原則として、当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が25歳となった年で廃棄	厚生省児童家庭局企画課長通知（昭和37年2月16日付）及び、横浜市行政文書取扱規則に基づき、児童相談所で内規を作成しています	ある	原則として当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が満25歳となるまでの間保管	法27条1項1号2号と同じ。これまで里親委託児童の記録を永年保存していましたが、その取扱いについて、今年度、所内で検討中です。	ある			法27条1項1号2号と同じ。

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児童				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
横浜市	ある	原則として、当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が満25歳となった年で廃棄	厚生省児童家庭局企画課長通知（昭和37年2月16日付）及び、横浜市行政文書取扱規則に基づき、児童相談所で内規を作成しています	ある	原則として当該児童が満25歳となるまでの間保管	原則として当該児童が満25歳となった年で廃棄	法27条1項1号2号と同じ。これまで里親委託児童の記録を永年保存していましたが、その取り扱いについて、今年度、所内で検討中です。	ある			法27条1項1号2号と同じ。
相模原市	ある	満18歳到達年度の末日迄	5年	市公文書管理規則	ある	満20歳到達年度の末日迄	5年	市公文書管理規定	ある	満20歳到達年度の末日迄	5年	市公文書管理規定
横須賀市	ある	20歳到達の翌年度から5年間		部内マニュアル	ある	20歳到達の翌年度から5年間		部内マニュアル	ある	20歳到達の翌年度から5年間		部内マニュアル
新潟市	ある	原則25歳達年まで保管	保存期間終了の翌年廃棄	本市内規	ある	原則25歳達年まで保管	保存期間終了の翌年廃棄	本市内規	ある	原則25歳達年まで保管	保存期間終了の翌年廃棄	本市内規
浜松市	ある	5	5	市の文書規定	ある	5	5	市の文書規定	ある	5	5	市の文書規定
名古屋市	ある	条例施行以降については、ケース終了後30年間保管	上記の年限で廃棄	名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年3月31日施行）	ある	条例施行以降については、ケース終了後30年間保管	上記の年限で廃棄	名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年3月31日施行）	ある	条例施行以降については、ケース終了後30年間保管	上記の年限で廃棄	名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年3月31日施行）
京都市	ある	5年間保管	5年で廃棄	事務処理要領	ある	満25歳になるまで保管	満25歳で廃棄	事務処理要領	ある	満25歳になるまで保管	満25歳で廃棄	事務処理要領
堺市	ある	当該児童が満25歳になるまで	満25歳となつた翌年度末	児童記録の保存期間及び廃棄処分要領	ない	永年		児童記録の保存期間及び廃棄処分要領	ある	当該児童が満25歳になるまで	満25歳となつた翌年度末	児童記録の保存期間及び廃棄処分要領
神戸市	ある	原則子どもの措置が解除され、または援助の取扱いを終了した日から5年間		厚生労働省の児童相談所運営指針に基づき、神戸市公文書管理規程により規定	ある	原則、当該子どもが満25歳になるまでの間		厚生労働省の児童相談所運営指針に基づき、神戸市公文書管理規程により規定	ある	原則、当該子どもが満25歳になるまでの間		厚生労働省の児童相談所運営指針に基づき、神戸市公文書管理規程により規定
広島市	ある	取扱を終了した日から5年	取扱を終了した日から6年	児童相談所運営指針を参考に所内で取扱いを申し合わせている	ない			児童相談所運営指針を参考に所内で取扱いを申し合わせている	ある	誕生年から30年	誕生年から31年	児童相談所運営指針を参考に所内で取扱いを申し合わせている
北九州市	ある	当該児童が満20歳に達した年度から5年	その後	北九州市文書管理規則に基づき、子ども総合センターにて定める	ある	当該児童が満20歳に達した年度から5年	その後	北九州市文書管理規則に基づき、子ども総合センターにて定める	ある	当該児童が満20歳に達した年度から5年	その後	北九州市文書管理規則に基づき、子ども総合センターにて定める

都道府県・市	第27条第1項1号・2号				小規模住居型養育事業・里親委託児				児童養護施設入所児童			
	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等	年限	保管期間	廃棄年数	規定等
福岡市	ある	原則25才以上の台帳は廃棄	児相の方針決裁	ある	原則25才以上の台帳は廃棄。ただし以下は廃棄対象外○児相・置き去り児・里親委託され養子縁組された台帳⇒永久保存○措置解除後または結婚後5年以内の台帳⇒廃棄	児相の方針決裁	ある	原則25才以上の台帳は廃棄。ただし以下は廃棄対象外○児相・置き去り児・里親委託され養子縁組された台帳⇒永久保存○措置解除後または結婚後5年以内の台帳⇒廃棄	児相の方針決裁	ある	原則25才以上の台帳は廃棄。ただし以下は廃棄対象外○児相・置き去り児・里親委託され養子縁組された台帳⇒永久保存○措置解除後または結婚後5年以内の台帳⇒廃棄	児相の方針決裁

表2

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
北海道	開示請求者に対して状況を説明し、北海道個人情報保護条例第22条に基づき、当該開示請求に係る個人情報が存在しない旨通知する。	
青森県	廃棄済みと説明	保存年限を無期限とすることが望ましいが、現実的には保存する場所の確保が問題となる。
青森県	廃棄により開示できない旨回答する	
青森県	廃棄処分したので保有していませんと回答することになります	
青森県	○青森県情報公開条例に基づき保存期間中であっても、個人情報にあたる児童記録票については、不開示情報とされているため、開示・閲覧は行っていない。○児童相談所運営指針においては「個々の事例の内容や性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する」とのただし書きはあるものの、目安として措置の種類により「満25歳」「当該措置が解除されてから5年間」と示している。そのため過去には、保管場所等を理由に、前記目安に添って廃棄されていたこともあった。○児童記録票自体の開示は行っていないが、本人等からの相談があれば、記録から確認できる範囲内で情報提供は行っている。(取扱当時の担当者がいる場合は記憶も含めて説明することも可能ではあるが、人事異動のサイクル等から現実的には難しい)	○本人にとって、深刻な問題であることは理解できるが、行政機関における公文書であることも考えると、適正な管理・保存に関するルールは必要。現実的には保管スペース等の問題も考慮すれば、全てを永久保存することは難しく、今回取扱い規定の見直しにより、永年→30年にしたのも妥当と思われる。○全ての児童記録票に本人等が求める生育歴やルーツに関する情報が書かれているとは限らず、「ライフストーリーワーク」等の取り組みにより、措置中から自分自身に関する情報を整理させていくことも必要。○知的なハンディが認められる子どもについては、将来の自立に向けた支援の観点から、措置中に必要な診断や福祉制度の活用につなげておくことが重要。児童相談所としては、こうした支援上の見落としを防いでいくことが必要と考える。○なお、保存期間が満了しても取扱規定上は「文書管理者が必要であると認めるときは、当該措置を変更することができる」とされるため、特別養子縁組等で、将来ルーツ探し等が考えられる事例については、保存は可能と考えられます。
青森県	文書取扱規程に基づき廃棄したことを、開示請求者に説明し、理解を得る対処することとしている	
岩手県	個々の相談事例に応じた対応を行う。	
岩手県	当該記録及び保存期限を過ぎ廃棄になっている旨説明する。本人に限っては、相談履歴（日時及び相談対応種別程度）が分かれば提供できることもあります。	

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
岩手県	廃棄したことを本人等に伝える	1 個人情報は適切な管理が必要である。必要な期間保存するのはもちろんのこと、一定期間後に廃棄されることは、利用者にとって権利とともに安心感につながる場合もある。可能であれば、全国一律の取り扱いが望ましい。2 特に措置児童は膨大な記録があり（数難に及ぶケースもある）、また、年々複雑なケースを多数受理している現状では、全てを永年で保存することは不可能である。また、速やかな検索ができないこと、管理自体が不適切になることも懸念される。3 現在は知的障害の疑われる児童の福祉制度の利用については、措置中に児童相談所や施設、学校等で検討している。実際、多くの措置児童が手帳等所持し、児童養護施設の退所後はグループホームの利用や福祉的就労ということも珍しくはない。境界知能や発達障がい児については配慮を要するが、児童記録票の内容だけでは具体的な支援につなげるのは難しく、児相や施設職員が将来の課題を意識しながら、その都度必要な支援を行うとともに、アフターフォローの充実等処遇の改善が望まれる。（事例の問題点については、高齢者の手帳判定でしばしば同様の難しさが指摘されており、社会的な養護に限らず、こういった方々は多数存在し、支援・救済策は必要）
宮城県	不存在とする	全国の児童相談所に関わることであり、厚生労働省において関係文書の保存期間を定めるべきと考える。
宮城県	そのような事例は今のところないが、廃棄後であれば開示は不可能と考えます	
宮城県	宮城県個人情報保護条例に基づき対処してます	
秋田県	当該文書が廃棄されているため、存在しない旨を回答する。	永久保存するためには、収納するためのスペースや設備の整備も必要となる。国が法令等で義務付けない限り難しい。また「永久保存」と言っても現実的には永遠に保存できない。「永久」に相当する期間についての定めが必要である。
山形県	開示請求に係る公文書が存在しない場合は、公文書不存在通知書により開示請求者に通知することになっている。	
山形県	個人情報不存在通知（不存在の理由 廃棄のため）をすることになる	施設入所児全員の記録を永久保存するとなると、保管スペースや管理について検討を要します。親や家庭の存続が永久ではない現実で、児童記録も有限としても良いのではないかと思うか。個人の必要な記録は、社会人となる時に、本人に渡さねばならないと思います
福島県	福島県個人情報保護条例又は福島県情報公開条例により対処する。	
福島県	文書不存在として対応することとなる	
福島県	福島県個人情報保護条例又は、福島県情報公開条例により対処する。	
茨城県	廃棄を理由に開示不可として回答	児童相談所からは、秘密は保持されるとしても、相談履歴と早期処分してほしいという保護者もおられると言っています
茨城県	現状では、廃棄を理由に開示不可として回答することになります	今回の提言趣旨は以下の内容と考えます。「家庭環境やご本人の状況によっては、児童相談所の公文書が自らの生育歴を知るための数少ない重要な情報となりうることがあるため、永年保存し、ご本人または代理人の請求により閲覧できるようにすべきである。」 現状では施設入所していた方の場合で、ご本人が満25歳に達した時点で児童記録は廃棄されますが、例示されたように「いつ必要になるかわからない」ということを認識いたしました。他方、児童相談所の実務においては、秘密保持はされるとしても相談履歴を早期処分してほしいという方（多くは保護者の方ですが）もいらっしゃるなど、全ての方が無期限保存を望んでいるわけでもないという事情がありますので、保存目的に照らしてルールに則り保管することが必要と考えます。今後、本県内の各児童相談所及び県庁所管課と当該事項に関して対応を検討したいと考えます。
茨城県	廃棄を理由に対応しています	

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
群馬県	文書廃棄後は開示は不能であるが、個別の手がかり等があれば、可能な範囲で協力を行う。	提言の中で挙げていただいた事例のように、将来的に長期保存すべきと考える。ただし、児童記録票は、児童や保護者、関係機関等に適切な支援・指導を行うために作成するものであり、将来的に自身の成育歴を知るために作成されるものではないと考えている。
群馬県	文書廃棄後は開示不能であるが、個別の手がかり等があれば可能な範囲で協力する	提言にある事例のように、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存も検討すべきと考える。ただし、児童記録票は児童や保護者、関係機関等に適切な支援や指導を行うために作成するものであり、将来的に自身の生育歴を知るために作成されるものではないと考えている
群馬県	文書廃棄後は開示不能であるが、個別の手がかり等があれば可能な範囲で協力する	将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存も検討すべきと考える。ただし、児童記録票は児童や保護者、関係機関等に適切な支援や指導を行うために作成するものであり、将来的に自身の生育歴を知るために作成されるものではないと考えている
群馬県	個別の手がかり等があれば、可能な範囲で協力をう	
埼玉県	文書不在である旨を回答する。	
千葉県	期限経過のため、すでに記録は残っていないと伝え対応している	趣旨は十分理解できるが、現実的には困難である
千葉県	記録があった（相談歴があった）ことを回答し、廃棄されたことから開示すべき記録がないことを回答する	
東京都	保存年限については説明をし、存在しないため開示できない旨伝える	
神奈川県	ケースファイル廃棄後は、「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」上で検索できる情報（氏名・性別・年齢・受理年月日・相談種別）のみ回答している。	
神奈川県	廃棄した旨を伝える	
神奈川県	既に廃棄されておりお答え出来ない旨を伝えています。児童養護施設等に記録が残っている場合もあるので、一応、その確認もを行い、本人にお伝えする。	児童記録票廃棄後に提言にあるような事例があった場合、ご本人の不利益が発生することも想定されます。ご本人の名前、生年月日、相談種別のみ残す方法も考えられますので、その場合には、心理診断等は廃棄されていますので、種別が養護ケースの場合、障害があつた事実は残らないことになります。国として検討されてもいいのかなと思う反面、個人情報をいつまで保持しなければいけないのかとも思います。
神奈川県	廃棄した旨を伝える	
石川県	廃棄後に本人等から開示請求があった場合については、記録は廃棄済みと伝えている	
福井県	廃棄のため、対象文書が存在しないことから開示できないとの対応になる。	文書量が多く、保存場所の問題もあり、永年保存は難しい。適切な保存期間を設定する等の検討が必要と思われる。
福井県	これまで廃棄後の開示請求はないが、そのような場合には、廃棄のため開示できないと対処することになる	全ての児童記録票を永久保存することは文書量が多く保管の問題もあるため、開示できないと対処することになる
山梨県	30年保管し、31年目に廃棄するというシステムを伝える	
山梨県	規定では最長30年であるが、期限が到来した場合には、再度更新している。	40～50歳で療育手帳を取得する方の照会が、保護者や病院等からありますが、当所では、資料を保管してありますので、情報提供所を申請していただき、書面で回答しています。
長野県	本人から開示請求があった場合、保存期間が満了し、廃棄した旨を通知することになります。	社会的養護からの自立支援・就労支援にあたっては、適切な準備や支援の継続性の保障が大切だと感じました。児童記録票の保存年限について、問題意識を持つてそのあり方を検討していきたいと思います。
長野県	廃棄済みであることを理由として、開示できない旨の回答を行うことになると思われます	
岐阜県	公文書に係る開示請求に対しては、「不存在を理由とする非開示」決定となる。事情を知る関係者の了解を得て、本人への情報提供や連絡調整により対応する可能性はある。	
岐阜県	今まで例がなく想定していない。可能な限り関係者・関係機関等に聞きとりをして返答することになると思われる	永久保管とするべきとの声もあるのが事実。課長会議で検討する方向としたい
岐阜県		提案としてライフストーリーも含めたサポートBOOKを退所時に渡し、以後、援助機関などで活用してはどうか。

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
岐阜県	公文書に係る開示請求に対しては、「不存在を理由とする非開示」決定となる。事情を知る関係者の了解を得て、本人への情報提供や連絡調整により対応する可能性はある。	
静岡県	静岡県5児相を代表し、中央児相で本調査に回答させていただきます。廃棄後に開示請求があった場合は、廃棄済みであることをお伝えし謝罪するしかないと考えております。	静岡県では、別添通知を基本に考えていますが、実際には措置解除後5年以上保管しており、保管の状況は保管場所の問題等から各児相まちまちです。ケースファイルは個人の情報を扱う重要な資料であり、なるべく長く保管することが望ましいと考えております。
愛知県	不存在である旨、回答する。	
三重県	請求者に対し、管理規程を説明し、理解を得る。（事例なし）	
滋賀県	文書が存在しないことをお伝えするしかないと考えます。	
滋賀県	保管期間を超え、廃棄され、不存在であることを説明させていただくことになります	社会的養護、支援が自立のために必要と考えられる方々の、各ライフステージに適した支援が提供されるよう、長期的視点から各機関の協働が必要だと考えております。しかし、児童記録票の永久保存は、保管場所等物理的に非常に困難と思われます。
京都府	「個人情報不開示決定通知書（不存在等）」により、保存年限満了により既に廃棄されており、本人に関する個人情報が記録された公文書を保有していないことを通知する	
兵庫県	すでに廃棄済みであることを説明し、あきらめでもらう	限定的なケースであれば可能であり、保存でも良いと思う
奈良県	保存期間が満了したため、廃棄した旨を伝える	
奈良県	開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知する	
和歌山県	本人からの請求であることが確認された場合、すでに記録は廃棄されている旨説明することとしているが、請求者の事情によっては入所歴のある施設に照会した事例もある	
和歌山県	和歌山県個人情報保護条例の第2章の第3節の第18条による（別添写しのとおり）	
鳥取県	保存期間を十分に取っており、廃棄後に本人等から開示請求があった事例はありません。	
鳥取県	廃棄後は開示に対応できない。（廃棄処分してあり、できないと回答）ただし、知的障害として受理簿にあるものは、知的相談受理の証明書の発行は可（障害年金の初診証明等に利用される場合があると思う）	すべてを永久保存することは困難。将来、障害年金、手帳取得等活用する可能性のあるものは永久保存とする必要はあると思うため、判定結果をチェックして保存するかどうか決める。又、保護者のいない児童は永久保存することも必要だと思う
鳥取県	鳥取県個人情報保護条例により対処することとなっている	社会的養護の施設等に入所歴がある者の記録を廃棄することが、その者の人権を侵害しているとは思われません。永遠とその個人情報を保有し続けるのではなく、一定のルールで廃棄していくことは、むしろ必要なことではないかと考えています。ただし、成長発達期に障がいがあつたかが、将来間われる可能性がある知的障がいケースについては、ルールとは別に長期に記録を保存する必要があると思います。提言されている当事者の権利擁護は、児相や施設が記録を保存していることが権利擁護していることにはならないと思いますので、個々の対象者について権利を擁護するための対応が図られるべきなのではないかと思います
島根県	○療育手帳判定歴のあるケースの場合は、主管している心と体の相談センターに成育歴等が残っている可能性について伝えている○その他の場合は、記録として残っていない旨伝えるにとどまっている＊将来的に相談支援の必要性が予想される場合は、長期保存する等、個々のケースにより柔軟に取り扱っているが、成人になって以降については、現実的にはそのような扱いはされていない	○相談や措置歴のあるケースについては、関与している間に援助の一環として手帳取得等を行うのが望ましいと思われます○同様のことは、児童期に児相等が関わっていないケースにもあろうかと思われますので、例えば学校等の記録などでの証明はできないものでしょうか（学校における記録の保存については承知はしていないのですが）
島根県	「公文書公開請求に係る文書を管理していないため（保存期間の経過により廃棄したもの）との理由で非公開を決定する	
島根県	○廃棄後であり、記録が残っていない旨を伝える○児童相談所において過去に療育手帳判定等を受けておられた場合は療育手帳を所管されている「心と体の相談センター」に記録がある可能性を伝える	社会的養護等の下で長期間暮らして成長されている子どもさんについては、社会的養護による主たる養育者が途中で変わった場合でも、記録やその引き継ぎの在り方については検討される必要があると思います。子どもさんの最善の利益につながるよう、プライバシーにも配慮しながら情報の提供のあり方を検討していただきたく存じます
山口県	記録票は廃棄した旨伝える	

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
徳島県	県情報公開条例第7条に基づき公開請求に係る公文書を保存していないため公開請求を拒否することとなる。	
徳島県	○情報公開条例にも続き、協議の上、対応します。 ○児童相談管理システム（電子媒体）で保存されている内容は伝えることができる。	○相談事例その1について 児童相談管理システムで療育手帳の判定結果を調べることができます。○相談事例その2について 最近では、アパートの賃貸契約の保証人は、全国社会福祉協議会の身元保証人確保対策事業が適応でき、また20歳までの措置延長で支援ができるようになっていますが、その後の支援に関する制度が必要だと思います。○相談事例3について 施設入所中の処遇困難児童について、施設職員とケース会議を重ねながら一緒に考えていく体制をとり、早期対応している。
徳島県	児童相談システムに残されているデータの範囲で対応	
香川県	廃棄したこと伝えていることにしている。	
香川県	規約により廃棄になっている旨説明している	
香川県	保管年限のあることを説明し、廃棄処分していることを伝える	
愛媛県	個人情報保護条例により、文書不存在による非開示の決定通知を行う	
愛媛県	廃棄されていた場合は、「文書不存在」と回答する	開示請求があれば、本庁と協議し、真摯に対応したい
高知県	○本人から高知県個人情報保護条例に基づき請求があった場合→同条例第20条第1項の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第7条第2項第5号により、個人情報が存在しない旨の決定通知を行う。○第三者から高知県情報公開条例に基づき開示請求があった場合→同条例第8条に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条第2項第4号により、公文書の存否明らかにしない旨の決定通知を行う。	
高知県	○本人から高知県個人情報保護条例に基づき請求があった場合→同条例第20条第1項の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第7条第2項第5号により、個人情報が存在しない旨の決定通知を行う。○第三者から高知県情報公開条例に基づき開示請求があった場合→同条例第8条に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条第2項第4号により、公文書の存否明らかにしない旨の決定通知を行う。	
高知県	廃棄後の開示請求への対処は困難	
福岡県	保存期間が満了し廃棄している場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないため、不開示と決定することになる。	
福岡県	○廃棄した旨回答○入所していた施設に記録が残されていないかどうか確認したり、出身中学校で特別支援学級に通級していた等の証明が取れないか、療育手帳を取得するための手立てを検討します○療育手帳の障害者更生相談所での次回判定が廃棄前になるよう考慮し、記録の引き継ぎを行っています	
大分県	不開示決定となる。	非常に考えさせられる問題であり、児童相談所運営指針にもありますように「個々の事例の内容や性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定」するのが望ましいとは思いますが、個人情報保護の要請や、文書の物理的な保管方法の限界などにより、現行の取扱いとせざるをえないのかなと思っています。
大分県	対象となる公文書が存在しないため対応しません（ただし、情報担当所管課と協議）	心理検査の結果、療育手帳に該当する者の児童記録票一式は18才になった時点で、知的障害者更生相談所へ移管している。なお、その後の廃棄状況はこちらでは不明です。
大分県	基本的には個人情報保護条例により対処することとなる。なお、心理検査で療育手帳に該当する児童は、下記の通り知的障害者更生相談所へケース移管している。	心理検査の結果、療育手帳に該当する者の児童記録票一式は18才になった時点で、知的障害者更生相談所へ移管している。なお、その後の廃棄状況はこちらでは不明です。
鹿児島県	児福法第27条1項1号・2号の措置したケースについては、解除あるいは取り扱い打ち切り後5年を過ぎているケースについては、廃棄可能ですが、再度相談がある場合が想定されるため、満25歳以上のケースが廃棄対象としている。なお将来、療育手帳取得の可能性がある場合は残している。	
横浜市	横浜市行政文書取扱規則に基づき対応します。	

都道府県・市	廃棄後に、本人等から開示請求があった場合	相談事業の提言について
相模原市	文書保存年限満了により廃棄済みであって文書不在である旨を伝えさせて頂きます	
横須賀市	入所していた施設に記録が残っている可能性のある場合は、そちらをご案内し、施設の内部規定に則って対処していただきます	児童記録票そのものの永久保存はスペースの問題もあり、困難と考えられますが、電子データの活用等、改善策を検討してゆきたいと思います
新潟市	本市では事例がないため、必要が生じた時に個別に検討します。	本市においては、療育手帳所持者の児童記録票の保存期間が「死亡時+5年経過後」にするなど、知的障がいがある方については一定の配慮をしているところである。
浜松市	5年経過したものも運用上保管をしているので、廃棄後の対応は検討していない	
名古屋市	当該文書が廃棄済みであることを通知する	名古屋市個人情報保護条例において、本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人は個人情報の開示を請求できるとしています。児童記録票の永久保存は困難と考えています。
京都市	児童記録の廃棄後に開示請求があった場合の対応について、特に定めていません。開示請求があった場合は廃棄済みで該当文書がないことを説明しています。	
堺市	事例はないが、一般的に保存期間が満了し廃棄処分を行った文書については、当該実施期間では保有していないため公文書としては不存在となるものと思われる	
神戸市	公文書不存在として回答	
広島市	保存年限満了で廃棄した旨を説明し、ご理解いただく	療育手帳取得のための資料として、児童記録票の保存年限があることが、社会的養護等出身者の人権を無視することになるのではとのご指摘ですが、養護施設等の入所者については、入所前（又は入所後）の一時保護において判定を実施することとされていること、必要に応じ養護施設においても心理判定を行い、児童相談所と連携して必要な措置を講じていることから、保存年限経過をもって、児童記録が廃棄されることをもって、人権無視とまでは言えないと思います。生きた証として児童記録票は大切なのですが、「公文書」の性格上やむを得ないと思います
北九州市	廃棄後の開示請求については対応していない	
福岡市	当該文書と管理する児童相談所が福岡市個人情報保護条例に基づき対応する。	
福岡市	台帳は廃棄していても、発達検査の記録票（心障カード）は永久保存しているため、療育手帳取得のための開示請求には応じることが可能	提言のありました事例については、本市は身障カードを永久保存しているため、対応可能と思われますが、あらためて、自身の生き立ちを確認したいと思う対象者への対処が現状の廃棄基準で万全であるとは言えない状況であり、今後検討する必要があると思われます。

平成24年度  
報告書にて児童相談所における児童記録票の保管に関する提言内容

1. 市の公文書条例による社会的養護の当事者の生育歴が30年で廃棄（抹消）されることは社会的養護等出身者の人権を無視する行為になるのでは

(1) Iさんの生育歴

Iさん（昭和43年1月に出生、同胞6人、姉1、妹3、弟2、何れも認知なし）  
昭和43年1月にS乳児院に措置され、以後、N養護施設（現児童養護施設と名称変更、以後児童養護施設とする。）M児童養護施設に移る。昭和58年3月に中学を卒業して就職をする。卒業後、温泉開発会社に5年、M建設会社に6年、S建設会社に3年、N建設会社に8年、H建設会社に2年、O建設会社に2年働く。平成22年11月に生活保護受給、11月からA特例福祉アパートに入所、23年1月にB特例福祉アパートに移る。  
(Iさんからの聞き取りから生活保護担当者が記録)

(2) 生育歴に関して他機関（児童相談所・児童養護施設）へ依頼するが……。

生活保護担当者がIさんの知的な発達の遅れ（文字が読めない。簡単な加減計算ができるない。コミュニケーション能力、理解力にかける。金銭管理ができない。ハローワークでパソコンの求人検索ができない等）を感じたため、就労支援のために愛護手帳を受給した方が良いと考え、Iさんの生育歴を知るために、平成23年9月にIさんが入所していたM児童養護施設に紹介をお願いしたところ生活指導記録は既に廃棄済の回答。市の中央児童相談所に紹介をお願いするも児童記録は公文書扱いで市として条例で30年保存であり、30年たったら廃棄することになっており、既にIさんの記録は30年を過ぎており廃棄処分となっているとの返事である。

(3) 公文書廃止条例により社会的養護当事者の生育歴が30年で廃棄（抹消）される

長年社会的養護等当事者の相談に関わってきたが、Iさんが児童相談所に関わった児童記録が公文書である理由で条例による30年で廃棄（抹消）されたことを知り大変ショックを受ける。公文書でも社会的養護等で生活することを余儀なくされた当事者の生育歴に関わる書類が30年で廃棄（抹消）されることが、社会的養護等に入所して卒業した当事者にとってどんなに大切な問題であるか今一度検討する必要がある。Iさんの生育歴が廃棄（抹消）されるということは、Iさんの過去を知る権利が保障されないばかりか、Iさんの人権を無視した行為にもつながる大変重要な問題である。

(4) 愛護手帳を取得のために相談支援を開始

平成24年6月12日にIさんの生活保護担当者から電話があり、現在生活保護を受給

しているが、ハローワークに連れて行っても知能が低いこともあり職が見つからず、愛護手帳を取得したほうが可能性が高いので、相談したいとのことで6月19日にIさんと一緒に来所される。生活保護担当者から今までの様子をお聞きし本人からも話を聞く。

生活保護担当者にはIさんの当時の職員等に連絡を取って愛護手帳に必要な証言書を作成して送ることを約束して帰っていただく。Iさんは出されたお茶とお菓子に集中して、話の方は自分の記憶にあることは何度も同じことを繰り返すことがあったがよく話してくれる。

#### (5) 旧職員からの聞き取りと資料提供で証言書を作成

公文書の廃棄（抹消）によってIさんの生育歴に関する記録は当時Iさんを担当した職員から聞く以外なく、Iさんの証言書を作成するために当時のM児童養護施設で担当をしていたY職員に連絡をとり、記憶でわかる範囲で話を聞く。Y職員から同じ頃に一緒に担当したO職員に連絡をしていただき、O職員からも連絡をいただき学業成績、身辺自立などの日常生活の様子を聞く。Y職員からは当時のIさんの家族関係の記録がメモで保存されていたとのことでコピーをファックして届けていただく。Y、O職員からの聞き取り、資料提供でIさんの愛護手帳を取得するための証言書を作成する。作成した証言書を、6月25日付で生活保護担当者へ郵送する。その内容に関しては以下に要約しておきます。

#### 証　　言　　書

平成24年6月25日

市知的障害者更生相談所長 様

証人氏名 長谷川 真人

Iさんの発達期（18歳未満の子ども時代）の様子について次の通り証言します。

1. 本人との関係 本人が入所したM児童養護施設の当時児童指導員として勤務
2. 証言内容（要約）

Iさんの入所についてはS乳児院、その後N児童養護施設に措置変更後、小学校入学時にM児童養護施設に措置されたケースです。当時の市の児童相談所では施設入所について境界線児童をA精神薄弱児施設（現知的障害児施設）とB教護院（現児童自立支援施設）とM児童養護施設のどこに入れるかといった検討がされていた時代であった。そんな中でIさんは民間施設のN児童養護施設では一般学校に通うのは無理とのことで、児童相談所から入所の依頼があったケースである。IQは50以下（中度に該当）で当時一番低いといわれていたT君（IQ55）よりも低く、A精神薄弱児施設対象の児童であったが、M児童養護施設は施設内に学校が併設されており、学校独自で授業を展開するために普通学級と知的に低い児童対象に促進学級（一般的の学校でいう特殊学級を行っていることを理由として、無理

をしての入所である。IQの低さと言語能力、生活能力すべてに他の児童よりはるかに遅れていることはどの職員からも指摘されていた。中学（15歳）で就職をするときに温泉開発へ就職するきっかけも当時施設児童を招待してくれた社長さんであるKさんに見込まれて能力というよりみんなを笑わすひようきんな性格を見込まれたようである。彼の性格から他の児童とのコミュニケーションをとることは困難な児童であったので、5年間も続いたことに当時の職員もびっくりしていたようである。

M児童養護施設在所中に2回（昭和49年と56年）に児童相談所から心理テストに施設に来ている。56年の時には中学校の担任が立ち会い心理結果を踏まえて中学卒業後の進路について、担任から一般学校でいう特殊学級程度の知能でまたもな就職はできない児童であると施設に伝えに来ている。身辺自立については中学生になっても自分ではできず、保育士の指導の下で何とかやれる程度の自立度であると当時の担当指導員からの話である。友人関係も他児から面白がられ、馬鹿にされ、からかわれて何とかコミュニケーションが取れる状態である。

以上が資料のない中で、当時の担当指導員に連絡を取って聞き取りしたのとY職員のメモで残されたものを参考としました。

#### （6）愛護手帳取得できるまで当相談所へ通勤し就労支援

7月13日に生活保護担当者と一緒に訪問され、8月15日が愛護手帳の審査日であるが、この間何も仕事がないので何か良い方法がないか相談に来られる。当研究・相談所としては一応Iさんの支援を7月15日から1か月間愛護手帳取得できるまで、就労支援の援助として毎朝10時までに相談室へ来て、相談室の指導で午後3時まで労働（草取り等軽易な作業）して帰ることで当面様子を見ることで引き受ける。

福祉ホームから相談室までの交通費と昼食は当研究・相談所で負担をすることで、7月15日から開始する。毎日時間までに到着し、服を着替えて午前中1時間30分、昼食休憩して午後1時間30分の作業をして、着替えて夜のおやつと缶コーヒーを持たせて帰す。こちらの予定で休みのとき以外は欠席もなく通勤。途中、NPO法人の2泊3日の海のキャンプに参加したい意思があり、一緒に参加をさせる。キャンプでは飯盒炊飯で子どもたちの火を起こす手伝いを積極的にしていたのが印象に残っている。

8月15日に愛護手帳の審査があるため、12日で終了する。夏の暑い中帽子をかぶり汗を出しながら作業に取り組み、隣で一緒に作業を始めると昔の話を延々と語りかける一場面も見られる。何とか1か月間続けることが出来、新しい職場が見つかっても何とか通勤してやれる目途が見えてきました。

(7) 愛護手帳取得、市の就労支援相談室の職員斡旋で臨時職員として働くことが出来る

8月21日に愛護手帳が交付される。判定結果は障害の程度3度（療育判定B）、第2種知的障害者として旅客運賃減額となり、市バス、地下鉄は無料であるので、通勤費が必要なくなる。愛護手帳交付後、市の就労支援相談室へバトンタッチをする。就労のためのハローワーク等へ就労支援相談室の職員が一緒に引率をして就職先を探す仕事から始める。10月に入りハローワークでゴミ分別作業を時給700円で4時間働くことで契約を交わす。保証人を引き受けて既に働き始めて2週間経つが何とか遅刻なしで、作業の方も無難にこなしている。清掃会社では外での作業をする人を希望されたが、一人で仕事をこなすにはまだまだ無理のようで、しばらく様子を見て今後考えていただけるようである。

(8) Iさんの今後と社会的養護等に入所する当事者の生育歴が30年で抹消される人権無視の現状の条例改正を早急に実現を

Iさんはしばらく生活保護をそのまま受けながら、福祉ホームからバスと地下鉄に乗り換えて通勤し1日4時間の作業を今のところ無難にこなしているよう、今後に関してはある程度仕事に目途がつき収入も増えるようになれば、福祉ホームからアパートへ引っ越すことも視野に入れて考えているが、今しばらくは仕事に集中できる環境作りが大切であることを教えていただいている。Iさんにとっては今回は生活保護担当者の親切な対応で愛護手帳を取得することが出来たが、Iさん以外の人が本人自ら愛護手帳を取得する力量のない場合はそのまま放置されることになる。児童相談所に措置されて社会的養護等に入所し、退所して30年経つと自分の生育歴が書かれた児童記録票が廃棄（抹消）されるということは、自分の過去が消されてしまうことになる。特に親や親戚縁者との関係がない社会的養護等出身の当事者にとっては自らの生育のルーツを知る権利が奪われるという人権を無視する行為と言わざるを得ない。条例で決められているから改善ができないという問題では済まされない。

早急に条例を改正して児童相談所では永久保存扱いとして、本人自ら閲覧できる権利と本人ができない場合代理人や後見人が本人に代わって閲覧できるようにする必要がある。2~3の都道府県に問い合わせたところ条例で25年と決めているところと各部署で廃棄規定を決めているところがある。

今回の事例を参考として全国調査を行い、廃棄（抹消）処分をしている自治体等があれば早急に改善策を検討され、すべての児童相談所で生育歴の書かれた児童記録票は永久保存することを提言したい。